

# 長野県建築審査会傍聴人要領

平成24年9月21日  
長野県建築審査会決定

## (趣旨)

第1条 この要領は、長野県建築審査会が行う建築基準法第94条第3項に基づく公開による口頭審査の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴の手続き)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻10分前までに受付をし、長野県建築審査会の議長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室すること。

2 議長は、傍聴人が傍聴席の数を超えた場合は、入場を制限することができる。この場合、議長は抽せんにより傍聴者を決定するものとする。

## (傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) はちまき、腕章、たすきその他これに類するものを着用している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を所持している者。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた者はこの限りでない。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## (傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

## (撮影、録音の禁止)

第5条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた者はこの限りでない。

## (議長等の指示)

第6条 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせる事ができる。

## (違反者に対する措置)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 議長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、議長が退場を命じたとき。